

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事項はありません

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに構築物・車輛運搬具・器具及び備品一定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—(財)大阪民間社会福祉事業従事者共済会により計算した退職給与引当金を計上している

3. 重要な会計方針の変更

ありません

4. 法人で採用する退職給付制度

(財)大阪民間社会福祉事業従事者共済会による退職給付制度を利用している

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人は社会福祉事業のみの法人であるので作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表

(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア (拠点) 自立センターどんまい(社会福祉事業)

「生活介護」

「就労支援 B」

「本部」

イ (拠点) ケアホームさくら(社会福祉事業)

「共同生活介護」

「短期入所」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	165,957,728		5,291,181	160,666,547

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

減価償却により国庫補助金等特別積立金 4,955,164 円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 130,213,047 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 17,990,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	214,897,500	54,230,953	160,666,547
建物	6,542,500	3,393,956	3,148,544
構築物	950,000	949,999	1
車輛運搬具	29,526,585	26,074,757	3,451,828
器具及び備品	27,364,518	21,923,558	5,440,960
計	279,281,103	106,573,223	172,707,880

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下の通りである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	25,747,791	0	25,747,791

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

ありません

12. 関連当事者との取引の内容

ありません

13. 重要な偶発債務

ありません

14. 重要な後発事象

ありません

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産

の状態を明らかにするために必要な事項

ありません